

茨木市水道部建設工事等市内業者認定要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道部の建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者(以下「資格者」という。)を市内業者として認定すること(以下「市内業者の認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者 茨木市内に本社又は本店(建設工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている者の主たる営業所をいう。以下これらを「本社等」という。)を有している業者をいう。

(2) 市外業者 市内業者以外の業者をいう。

(認定要件)

第3 市内業者の認定に当たり必要な要件は、本社等が次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次のとおり事務所としての形態を整えていること。

ア 事務所は事業用の建物(兼用住宅のうち、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入り口が別であるものを含む。)であること。

イ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用に具備されていること。

ウ 事務所の所在を明らかにした看板又は表札が表示されていること。

(2) 次のとおり営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 責任者が存在し、常駐していること。

イ 建設工事にあつては、建設業法の規定に基づき、登録業種に係る技術者が専任で配置されていること。

(3) 営業に係る帳簿類及び職員の出勤簿を備えていること。

(4) 常時連絡が取れる体制となっていること。

(5) 電話が常時、不在転送になっていない状態であること及び単なる取次ぎ又は単なる連絡員を配置しているのみの状態でないこと。

(実態調査)

第4 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、市内業者の認定を行う上で必要と認めるときは、資格者の事務所を訪問し、現場の確認、聴取等の実態調査を行うことができる。

(認定の取消し等)

第 5 管理者は、実態調査に協力しない者又は実態調査によって第 3 の要件を満たしていないと認められる者に対しては、市内業者の認定を行わない。この場合において、既に認定を受けている場合にあつては、当該認定を取り消し、市外業者として取り扱うものとする。

(認定の結果)

第 6 市内業者の認定の結果は、一般競争入札の参加資格要件又は指名基準における資格者の本社等の所在地に関する条件として活用する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、市内業者の認定について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に行われた一般競争入札の告示並びに指名競争入札及び随意契約の指名等に係る市内業者の認定については、なお従前の例による。